

令和 5 年 11 月 27 日  
あづみ農業協同組合

## お客さま本位の業務運営に関する取組方針

【当組合では、2017 年 3 月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成・資産運用と「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供を通じた、豊かな生活づくりに貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。】

(注) 共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会（以下、J A 共済連）が共同で事業運営しております。

### 1. お客さまへの最適な商品提供

#### (1) 金融商品

お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、国内外の社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、J A バンクが選定した金融商品について、更に当組合の投信商品選定委員会を経てお客さまの多様なニーズにお応えできるものを提供します。なお当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。【原則 2 本文および (注)、原則 3 (注)、原則 6 本文および (注 2、3)】

#### (2) 共済仕組み・サービス

当組合は、組合員・利用者の皆さまが、日々の生活や農業を行う中で、様々なリスクに対して、安心して生活し、暮らせるよう、最良・最適な共済仕組み・サービスを提供します。

なお、当組合は、市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済）の提供は実施しておりません。【原則 2 本文および (注)、原則 3 (注)、原則 6 本文および (注 2、3)】

## 2. お客様本位のご提案と情報提供

### (1) 信用の事業活動

- ① お客様の年齢・金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせた商品を選定頂くにあたって、事前にご意向確認書をご記入頂き、ご提供いただいた情報を基に適合性のチェックを行ったうえで、JAバンク資産運用スタイル判断シート及び、JAバンクセレクトファンドマップを活用してご提案をいたします。【原則2本文および(注)、原則5本文および(注1~5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】
- ② お客様の投資判断に資するよう、JAバンクセレクトファンドマップ・販売用資料・交付目論見書等を使い商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供したうえでご提案します。更にご提案後、適合性チェックを行い再確認いたします。【原則4、原則5本文および(注1~5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】
- ③ お客様にご負担いただく各種手数料について、お客様の投資判断に資するよう、JAバンクセレクトファンドマップ・販売用資料・交付目論見書等を使い商品ごとに丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。【原則4、原則5本文および(注1~5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

### (2) 共済の事業活動

- ① 組合員・利用者の皆さまに対して、各種公的保険制度等にかかる情報提供を行うとともに、保障内容について十分に納得、満足いただけるよう、一人ひとりのライフプランに応じた、最適な保障・サービスをご提案します。
- ② 保障加入にあたっては、組合員・利用者の皆さまのご意向に沿った最適な共済商品を選んでいただけるよう、保障内容や仕組みについて丁寧に説明を行うとともに、分かりやすい重要事項説明(契約概要・注意喚起事項)を実施します。
- ③ ご高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、時間をかけてより丁寧な説明・提案を実施し、ご契約時にはご家族の同席等を徹底するなど、組合員・利用者寄り添った対応を行います。
- ④ なお、保障の加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料等はございません。

- ⑤ 各種手続きの実施にあたっては、組合員・利用者の皆さまに分かりやすいご説明を心がけるとともに、日々の接点を通じてより安心いただける3Q活動（ご請求忘れがないか、お変わらないかの確認等）やあんしんチェック（ご加入の内容の確認）を実施します。【原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

### 3. 利益相反の適切な管理

- (1) お客さまへの金融商品選定や保障提案にかかる情報提供など当組合との取引にあたり、「利益相反管理方針」および利用者等管理規程に則り、本方針を踏まえお客さまの利益を不当に害することがないように、当組合の利益相反管理体制を整備するために必要な事項を「利益相反管理規則」に定め、適切に管理します。【原則3本文および（注）】

### 4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

- (1) 県域・全国系統組織と連携し、効果的かつ集中的な人材育成研修による指導や特に金融に携わる職員の証券外務員資格取得、共済に携わる職員の普及推進資格取得を必須化しています。また、高度な専門性を有した職員を中心に、誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を継続的に構築します。【原則2本文および（注）、原則6（注5）、原則7本文および（注）】

（※）上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2021年1月改訂）との対応を示しています。